

佐世保市公告第173号

令和6年度佐世保市ふるさと納税返礼品カタログ等制作業務にかかる 公募型プロポーザルの実施について

次のとおり、参加申込及び提案書の提出を招請します。

令和6年5月13日

佐世保市長 宮島 大典



1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度佐世保市ふるさと納税返礼品カタログ等制作業務

(2) 業務内容

佐世保市へ寄附した方に対する返礼品のカタログ制作、ふるさと納税PRに必要なポータルサイト掲載画像及び返礼品情報データ等の制作

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

(4) 契約上限額

本業務における契約額の上限は下記のとおりとし、提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。

19,496,570円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

プロポーザルへ参加できるのは、次の要件を全て満たす者としてします。

- ① 佐世保市物品等入札参加資格者名簿に登録がある市内事業者
- ② 市税及び消費税、地方消費税の滞納の無いもの
- ③ 本件の仕様書に基づき、業務を実施できる者
- ④ 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き

開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け本市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

⑥ 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

⑦ 審議委員会の委員が、提案者の役員や顧問等経営に関与していないもの、または、資本的関係を有していないもの。

⑧ 佐世保市又は国・県・その他の地方公共団体の指名停止及び指名除外期間中ではない者

⑨ 次のアからオに該当しない者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる。

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

3 手続き等

(1) 担当部署

佐世保市経済部 ふるさと物産振興課

857-0852 佐世保市干尽町1-42

電話 0956-20-1042

メールアドレス fursui@city.sasebo.lg.jp

(2) 関係書類の交付

佐世保市ふるさと納税返礼品カタログ等制作業務プロポーザル仕様書、様式等の関係書類を佐世保市ホームページで交付します。なお、関係書類については、担当課よりパスワードの交付が必要となりますので、次のとおりパスワードの交付を受けてください。

①パスワードの申込方法

市ホームページ「佐世保市からの調達情報掲示板」に掲載する「パスワード発行申請書」に必要事項を記入し、担当課まで電子メールで送信してください。メール受信後、送信されたメールアドレスにパスワードを発行します。なお、メールの受信が土・日・祝日及び平日の午後5時15分以降の場合は、翌日又は翌開庁日に送信します。

②パスワードの申請期限

令和6年5月29日（水） 午後3時まで

(3) 質疑について

①質疑の申請方法

ホームページに掲載する「パスワード発行申請書」でパスワードを申請し、「質疑書」に質問事項を記入し、担当課まで電子メールもしくはFAXで受付期限までに送信してください。回答内容は、質疑書受付期限までに「パスワード発行申請書」を提出した全ての事業者に対し開示いたします。なお、質疑書受付期限以降に「パスワード発行申請書」を提出した事業者に対しては、質問及び回答内容を開示いたしません。質問及び回答内容を把握したい場合は、必ず質疑書受付期限までに「パスワード発行申請書」を提出してください。

②質疑書受付期限

令和6年5月24日（金） 正午まで

(4) 提案者の認定

提案者としての認定通知は、参加申込書提出後2日以内（土日祝日を除く）にメールにて通知いたします。

(5) 提案書、見積書の提出

参加申込書を提出後、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに手持ちもしくは郵送にて提出してください。なお、提案書の作成に必要な経費は、提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却はいたしません。

①企画書

カタログ制作にかかるコンセプトや、業務実施体制、過去実績を示した企画書9部（社名あり1部、社名なし8部）

【企画書の要件等】

(1)カタログコンセプト

カタログ制作にあたり、佐世保市ふるさと納税を全国の寄附者へPRするためのカタログ全体のコンセプトを示してください。

(2)業務実施体制

当業務にかかる人員体制を示してください。業務の担当責任者及びデザイナーにつきましては業務経験年数や実績等を示してください

(3)過去実績

過去実績として、返礼品カタログや観光カタログ等の類似した業務実績を示してください。また、過去に制作したカタログの内容の一部を実績として示してください。

②カタログ見本

マットコートに近い用紙を使用した、カタログのデザインイメージが可能な見本9部（社名あり1部、社名なし8部）

【デザイン見本の規格及び内容】

(1)全4ページ

(2)A4サイズ

(3)マットコート用紙を使用したフルカラー印刷

(4)ページ構成

- ・全7ページ
- ・上質紙を使用したフルカラー印刷
- ・ページ構成

「A表紙（1P）」A4サイズ ※裏表紙は市の指定のためデザインは不要です

「C特集ページ（A4見開2P分）」A3サイズ

「D寄附金の活用項目と使途実績（A4サイズ2P分）」A4サイズ

「F返礼品掲載ページ（A4見開2P分）」A3サイズ

※ ①企画書及び②カタログ見本の詳細は、令和6年度佐世保市ふるさと納税返礼品カタログ等制作業務プロポーザル仕様書に記載しております。

(6) 提案書プレゼンテーションの実施

- ・ 提案者は、企画書の内容をもとに、プレゼンテーションによる提案内容の説明をおこなっていただきます。
- ・ プレゼンテーションの概要は以下の通りです。

- ① プレゼンテーション時の説明資料は提出済みの提案書とします
プレゼンテーションの投影用資料（企画書、カタログ見本）を令和6年6月5日（水）17時までにデータでお送りください。
- ② プレゼンテーションは説明20分、質疑応答10分の計30分です
- ③ プレゼンテーションの順番は、提案書の到着順とします
- ④ プレゼンテーションは提案者ごとに行います。
- ⑤ プレゼンテーション開催日等
日時 令和6年6月10日（月）
場所 佐世保市役所本庁舎10階会議室1
※時間等詳細は、参加申込後に、担当者より通知をいたします。

（7）スケジュール

- ① 質疑書受付期限
令和6年5月24日（金） 正午まで
- ② 質疑回答
令和6年5月27日（月）午後5時までにFAXにて回答いたします
- ③ パスワードの申請期限
令和6年5月29日（水） 午後3時まで
- ④ プロポーザル参加申込期限
令和6年5月29日（水） 午後5時まで
- ⑤ 提案書、見積書提出期限
令和6年6月4日（火） 正午まで
- ⑥ プレゼンテーション
令和6年6月10日（月）

4 審査・選定方法

期限までに提出された提案書の内容を審査し、下記の審査基準のもとに、最も高い評価を得た事業者を契約候補者として選定します。

（1）審査基準

① 企画提案（配点40点）

カタログ制作にかかるコンセプトが寄附者に対し佐世保市や本市の返礼品の魅力を伝える内容となっているか。カタログの内容が寄附者にとって見やすいデザインや機能性を取り入れたものとなっているかを評価します。

② 実績（配点10点）

過去に類似した業務実績を有しているか。また、その実績は返礼品カタログ制作業務に有効に活用が可能かを評価します。

③ 企画書（配点10点）

仕様書に基づいた目的・内容を的確にとらえている企画書となっているかを評価します。

④ 実施体制（配点10点）

業務を遂行するために十分な人員が整えられているか。対応する人員は十分な業務実績を有しているかを評価します。

⑤ 見積金額（配点30点）

提案されたデザイン制作及び印刷に係る見積額及びページ数に変更があった場合の1ページあたりの企画デザインに要する見積額により評価します。

（2）基準点

業務を適正に履行できると認められる点数を適正基準点として、以下適正基準点を超過することを受託候補者の選定条件とします。

① 委員点＝委員ごとの各審査項目得点の合計点

委員点の適正基準点を①企画提案（40点）②実績（10点）③企画書（10点）④実施体制（10点）の合計70点満点中42点（6割）とする。

② 総合計点＝委員点（7名分）の合計点

総合計点の適正基準点を①企画提案（280点）②実績（70点）③企画書（70点）④実施体制（70点）の合計490点満点中294点（6割）とする。

（3）採点方法

① 受託候補者を選定する場合は、総合計点が最も高位の者（以下「最高得点者」という）を受託候補者とします。

② 受託候補者の総合計点が適正基準点未満である場合は失格とします。

③ 総合計点が適正基準点以上であっても、最高得点者の審査項目の評価に評価レベル1以下が含まれる場合は原則失格とします。ただし、評価レベル1の審査項目数が1項目のみである場合は、その者の業務履行能力等について審議委員会にて審議し、当該審議にて業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、受託候補者とすることができます。

④ 最高得点者の総合計点が適正基準点以上であっても、委員点を6割未満とした委員が1人でもいる場合は、最高得点者の業務履行能力等について審議委員会にて審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、受託候補者とすることができます。

（4）ねじれが生じた場合の取扱いについて

最高得点者が順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。例：1位1点 2位2点）が最も低位の者とならない場合（以下「ねじれ」という）は、ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高得点及び最低得点

を除いた委員の得点を合計し、その合計が最も高位の者を受託候補者とします。

(5) 同点となった場合の取扱いについて

最高得点者が複数となった場合は、以下①により最高得点者を決定するものとし、①によっても決定しない場合は②により、②によっても決定しない場合は③により決定した者を受託候補者とします。

① 順位点の合計が最も低位の者

② 各審査項目の評価レベル5の数が多い提案者。これによっても受託候補者が決定しない場合は、評価レベル4の数が多い提案者とし、評価レベル4によっても受託候補者が決定しない場合は、評価レベル3の数が多い提案者を受託候補者とします。

③ 前号までの規定によっても決定しない場合は、くじにより決定するものとする。

(6) 次点候補者の繰上げについて

受託候補者が契約を締結しない場合は、一回に限り、審議委員会等に付議し、承認を得たうえで、次点となった者を受託候補者とすることができます。ただし、次点となった者が適正基準点未満であった場合は、この者を繰上げることはできません。

(7) 提案者が一者のみの場合について

提案者が一者であった場合においても、審議委員会で審議の上、決定いたします。

5 審査結果通知

審査結果は、令和6年6月12日（水）17時までに受託候補者に対しメールにて通知いたします。

6 契約保証金

(1) 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、審査結果通知後の協議合意から7日以内に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。

(2) 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、審査結果通知後3日以内（土日祝日を除く。）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

①実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去 2 箇年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

②履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の 10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※ 履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等を行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください

7 契約

審査結果通知後速やかに協議を行い、契約条件などで合意に至り次第、契約を締結します。なお、協議が整わない場合、選定された提案者に次いで高い評価を得た提案者と順次契約に向けて協議を行います。

合意後 7 日以内（土日祝日除く。）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

8 情報の公開・非公開

情報の公開・非公開の取り扱いは、佐世保市情報公開条例（平成 13 条例第 4 号）の規定により判断するものとします。

9 問い合わせ先

〒857-0852 佐世保市干尽町 1 番 4 2 号

佐世保市経済部 ふるさと物産振興課

電話 0956-20-1042

FAX 0956-25-9260

メールアドレス fursui@city.sasebo.lg.jp

以 上